

成田市都市計画審議会 会議録

1 開催日時

令和 6 年 7 月 22 日（月） 午後 3 時 00 分から 5 時 00 分まで

2 開催場所

成田市花崎町 760 番地

成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

（委 員）

田中委員、磯野委員、中村委員、木村委員、加瀬委員、会津委員、鬼澤委員、眞野委員、細貝委員、小泉委員、深澤氏（本宮委員代理）、温水氏（近藤委員代理）、鈴木氏（佐藤委員代理）、前田委員、渡邊委員

（順不同）

（事務局）

山崎都市部長、都市計画課 川瀬課長、橋本課長補佐、川島係長、岩瀬主査、宮地主任主事

（議案第 2 号説明員）

千葉県 県土整備部 都市計画課 篠田班長、和氣副主査、
千葉県 県土整備部 道路整備課 川崎主査、
北千葉道路建設事務所 建設課 豊田課長

4 議題

議案第 1 号 成田都市計画地区計画（下福田地区）の決定について〔付議〕

議案第 2 号 成田都市計画道路の変更について〔諮問〕

5 議事

議長： 議事に入ります前に、本日は「付議案件」と「諮問案件」がございます。2 つの使い分けについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局より詳細説明】

議案第 1 号

議長： それでは、本日の議案第 1 号「成田都市計画地区計画（下福田地区）の決定について」を審議いたします。議案の説明をお願いいたします。

【事務局より詳細説明】

議長： ただいま議案の説明がありました、このことにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

会津委員： 議案資料を見てお伺いしたいのですが、緑地の面積は1号から4号まで合わせても、全体の5パーセントしか確保されていません。土地利用の方針の中に、「周辺の自然環境と調和した樹林を保全する」と書かれていますが、このことについて緑地面積があまりにも少ないのではないかと思います、整合性についてどのようにお考えでしょうか。

事務局： 緑地としましては、本市の開発指導要綱に基づき5パーセント以上を確保するという考えから、議案資料にございます1号から4号緑地を配置しております。議案資料7ページの計画図には表されていないのですが、計画地内には森林法に基づく残置森林として、幅約30メートルの帯状に囲うように森林を残すこととしております。こうしたことから、議案資料3ページの土地利用の方針におきまして「周辺の自然環境と調和した森林を保全するとともに、植栽等を行うことで、緑豊かな環境の形成を図る」としております。

会津委員： そうすると、産業集積地区の面積が約78.7パーセントになると思いますが、この中で、既存森林が保全されるということになりますよね。それは全体の何パーセントぐらいになるのですか。

事務局： 今回の事業区域内の面積に対する森林率は28.9パーセントです。こちら、森林法に基づいて確保すべき25パーセント以上を満たしているものと考えています。

会津委員： 森林伐採がかなり進んでいるかと思いますが、大体何本ぐらいの樹木が伐採されているのか教えていただけますか。

事務局： 把握しているのは面積までで、本数までは把握しておりません。

会津委員： わかりました。林地開発許可申請書の中で、1万6,747本の樹木を伐採すると書かれており、これが既に全て伐採されたのか、これからなのかわかりませんが、やはりかなり広範囲の森林が失われることがわかりましたし、この樹木の多くは元々の土地に生えていた広葉樹であるということもわかりました。

この森は元々オオタカやカヤネズミ等の希少な動物や、キンランやウチワゴケといった希少な植物が確認されています。事業者はかなり環境保全に熱心な取り

組みをされていることがよくわかりますし、ビオトープを設けて希少植物の保護を図るとしておりますが、これはあくまでも希少な植物であります。希少な動物に関しては、どのように保護しようと考えているのか教えていただけますか。

事務局： 希少植物と希少動物の保護につきましては、自然環境保全条例に基づく協定を県と市、事業者の３者で締結しており、既に現場では、埋蔵文化財調査を目的とした林地開発行為が行われておりますが、それに先立って希少植物を移植し、また、希少動物に関しましては、生息地を移ってもらうことをもって保全を図るとしております。こうした保護の実施状況として、例えば、カエルなどがビオトープに卵を産んだといった、活動報告がなされていると伺っております。

会津委員： その実施報告を、市民が見て確認することは可能でしょうか。

事務局： これは千葉県が扱っている条例であるため、市は県の考えに従って対応しております。県の考えによりますと、特定地域の希少とされる生物の生息が記載されている情報を公表すると、希少植物等を狙った盗掘などの可能性も少なからずあり、自然保護の観点から望ましいことではないということで、生息場所等が明らかになる情報は非公表としているとのことです。よって、どこに移植したという情報も同じように、保護の観点から非公表という考えであるとのことでした。

会津委員： 移植はかなり難しいと聞いております。非公表ということはどのように事業者が保全していくのかについては、市と県と事業者しかわかりません。保全していますと言えばそれだけになってしまい、市民は本当に自然が保全されているのかを知る術がないというのはおかしいのではないかと思います。これだけ広範囲の自然を改変しておいて、市民が植物を採ることを危険視して情報公開がなされないことは問題であると思いますが、重ねて伺いたいと思います。

事務局： お答えが重複しますが、守るという立場で行政から事業者に対して求める報告義務がございます。一方、悪意を持って希少生物を持っていってしまう方がいる可能性もあることから、公表については差し控えているという考えにご理解いただきたいと思います。

会津委員： 多くの樹木が伐採されてしまいましたが、伐採した木の用途はどうなっているのでしょうか。処分されてしまったのか、あるいは市内で有効活用されているのか教えてください。

事務局： 伐採後の行き先は、事務局では把握しておりません。

会津委員： わからないということで、ここはぜひ確認していただきたいと思います。それと、今後事業者はこの区域でこういった樹木を何本植栽するのかを伺いたいと思います。「緑豊かな環境の形成を図る」と書かれているので、具体的にどのように取り組むのか、教えてください。

事務局： 「緑豊かな環境の形成を図る」というのは、冒頭説明したとおり、25パーセント以上確保する残置森林の保全、これがまず一つです。それから、ビオトープとしての機能を含む1号から4号の緑地の保全、これが二つ目、もう一つは事業者の努力によりますが、本市の方針を踏まえ協力できる範囲で環境に配慮した施設整備をしていただきたいと考えております。

会津委員： 議案資料2ページの土地利用の方針に「敷地内での植栽等を行うことで、緑豊かな環境の形成を図る」と書いてあるため、具体的にどのぐらい事業者が植栽するつもりがあるのかを伺いたかったのですが、担当課では今はわからないということでしょうか。

事務局： 植栽の本数といった細かい数字というよりは、県の自然環境保全条例や成田市の緑化推進指導要綱に基づく緑化、また、開発指導要綱においても緑化の視点がございしますので、そういった指導要綱等に基づく緑化率や植栽の関係について指導してまいりたいと考えております。また、成田市においては環境基本計画がございします。こういった大規模開発など、自然環境に影響を及ぼす恐れのあるものについて、影響を抑制するために開発事業者に対して、条例や要綱等で適切な指導を行い、計画的な土地利用を推進するというのが取り組みの方針の一つにもなっております。

今回のように、森林の伐採を伴う開発行為、開発事業が行われる場合においても、事業者に対して残置森林の保全、造成森林の整備も含めて、関係法令に基づいて許可条件の遵守を求めるなど、自然環境に与える影響を抑えながら、適正な土地利用を誘導してまいりたいと考えております。

会津委員： 緑化について、事業者が提出した緑化計画によると、コナラとクヌギがおそらく5,000本植えられることになると思います。ここに若い木を植栽するのはすごくいいことだと思います。これは残置森林等の保全管理計画等に基づくものかと思いますが、今後、本当に事業者が計画どおりにしっかりと取り組みをしているのかを、成田市および市民が確認できるのかを教えてくださいと思います。

事務局：冒頭で説明しましたとおり、この事業は林地開発行為の許可を受けて行っています。先ほどコナラやクヌギなど具体的なお話がございましたが、林地開発行為の許可を受ける際に、残置森林といって、元々ある森林を残すべきものと、造成森林といって、土地を造成してその後植林をするという二つがあり、コナラやクヌギは造成森林の部分に植林するものだと思います。これは、県との協議で、数千本の苗木を数メートルピッチで植え、それがやがて数本ずつ淘汰されて森に還っていくことが目的でございます。

適正に緑化が行われるのかに関しては、県が林地開発を許可している関係上、事業者の申請内容に沿って、どれだけの苗木がどれくらいの間隔で植えられているかなど、最終的に細かい検査が行われます。そのため、事業者が手を抜くようなことがあれば検査は通りませんので、事業者の方でもしっかりと対応しますし、関係部署においても検査が行われるということになると思います。

会津委員：わかりました。検査で確認したものを市民は資料請求で開示していただくことはできるのでしょうか。

事務局：許可権者が市ではないので、例えば、千葉県に情報公開請求ですとか情報の開示を求めた際に、決して隠すべき内容ではないと思っておりますが、どこまでのものが開示していただけるかについては、ここではお答えすることはできません。

会津委員：わかりました。次に、産業集積地区には 40 メートルまでの高さの建築物が建築可能となります。これは市街地と同じではないかと思い、そうであれば、この地域を市街化区域に編入すればいいのではないかと考えた考えもありますがご意見を伺いたいと思います。

事務局：都市計画を定めるにあたり、市街化区域への編入の議論はございました。成田ニュータウン周辺の市街化区域からやや離れた場所に本計画地がございます。市街化編入についてはいくつかの条件があり、市街化区域との連続性は条件の一つとなりますが、工業地域については、飛び地である場合でも、必要なインフラ施設が整っているという条件で編入も可能とされております。

今回は、市街化調整区域において、区域を限定した中でのまちづくりであり、市街化区域への編入には当たらないという考えから、地区計画制度により進めることといたしました。

会津委員：ここは、何人ぐらいが居住することを想定されているのでしょうか。

事務局： 現段階で具体的な人数のお答えは難しいですが、対象となる住居系の施設に関しましては、ここに勤める従業員の寄宿舍等という想定でございます。新たに移住者が来るような、一般的なマンションや住宅とは違うものでございます。

会津委員： それでも、ここで生活する方々がいらっしゃるわけですね。不動産岡地区では、今、1,400 人のまちを目指して都市整備が進められているところですが、人口減少時代でコンパクトシティが求められているにも関わらず、成田市は下福田地区だけではなく、吉倉・久米野地区、東和田南部地区そして不動産岡地区で都市整備の計画を進めて、まちを拡大させようとしています。成田市は拡大型のまちづくりを進めているのですが、コンパクトシティとの整合性についてご意見を伺えますか。

事務局： 会津委員からいろいろと例示がありましたように、本市では、住居系の区画整理などにより新たなまちづくりを進めているところであります。

成田空港の更なる機能強化は、今まさに進展していて、長いスパンで見れば、本市においても、人口減少は、今後当然起こるであろうと認識しておりますが、更なる機能強化で空港内従事者が 4 万 3,000 人から約 7 万人に増えると言われております。元々公表された 4 万 3,000 人も、コロナ禍で 3 万 6,000 人まで減ったとの話もございますが、機能強化が完了した場合には、空港内従事者だけで 7 万人必要と言われております。もちろん、増加する従事者が全て成田市外から本市に移り住んでいただくことにはなりません、それを少なく見積もっても本市で新たに 1 万人ほどの人口増というのは確実に考えられるだろうという状況でございます。

そのような状況がありながら、市として新たなまちづくりを全く考えないとなると、民間の方で個別ばらばらに、いろいろなところで住宅地開発が起こり得ますので、本市とすれば、それをいかに計画的に一定の区域を整備して居住誘導を促すか、もしくは産業誘致を図るかということを考えて、都市計画に則り、より計画的なまちづくりを進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

会津委員： 都市計画マスタープランの人口の推計は、今おっしゃった空港の機能強化が含まれての推計だと思います。これを見ても、今後どんどん人口が増える推計になっています。このとおりに本当に増えるのかという疑問もありますが、仮に推計どおりに人口が増えたとしても 2045 年が成田市では人口のピークになっています。ということは、20 年経つと人口がどんどん減っていくことにな

りますし、成田市が都市整備によって増やしたインフラもどんどん老朽化していくわけです。

しかも、2045 年まで人口は増えますが、生産年齢人口は減少するといった推計になっています。ということは、社会保障費だって増大しますし、こういった拡大型のまちづくりはやはり持続不可能ではないかと思うのですが、重ねてご意見を伺います。

事務局： 委員がおっしゃることも十分わかりますが、高度経済成長期のように、ひたすら拡大型のまちづくりを今後も続けていくような計画ではございません。先ほどご説明させていただきましたとおり、今、目の前に確実に人口が増える要素があり、その受け皿をしっかりと作っていくのは、周辺自治体の責務であると考えておりますので、今はこの新たなまちづくりに取り組んでいるところであります。市では、2045 年辺りに人口のピークを迎えて、その後は減少していくと推計しておりますので、将来を見据えながら、いかに効率的なまちづくりをしっかりと続けていけるのか、今後も引き続き考えていかなければならないと思っています。

将来人口が減っていくので、新たなまちづくりは必要ないとは考えておらず、市とすれば、その場その場でしっかりと対応できるようなまちづくりを心がけております。

議長： 少し意見が集中しておりますし、話が少し拡大している感じもします。他の委員の意見も聞きたいと思いますので、一旦、会津委員におかれましては意見をまとめていただきたいと思います。

会津委員： 下福田地区だけの開発であればまだ良いかもしれませんが、同時並行して、今 4 箇所でまちづくりが進んでいることを、私は拡大型のまちづくりで非常に不安を抱いて見ております。

次に地球温暖化の対策について伺いたいのですが、この事業者はかなり地球温暖化対策に力を入れているということが、ホームページ等から見てとれます。ただし、今回のこの森林伐採や建築に伴う CO2 の排出量や、それから全て完成して事業が始まってから、この産業集積地区から出る CO2 の排出量がどのくらいあるのか。また、事業者は、それを削減どころかもっと減らしてマイナスにしなければいけないと思いますが、その取り組みについて伺いたいのと、最後に産業集積地区から出されるゴミがどこで処分されるのかを教えてください。

事務局： 森林伐採に伴う CO2 の排出量や、元々あった森林が保有している機能がどの程度あり、新たな施設開発によってどの程度補うかについて、具体的

な算出は事務局の方では情報を持っておりません。今後、事業者が施設計画に取り組む上で、どこまで再生可能エネルギーを活用できるかを考えていくものでありますし、そこは事業者の方針でありながらも、市としても求めていきたいところでございます。事業者が実績等を踏まえて、今後目指していくという内容でございますので、ここは我々としても期待をしているところであります。

ゴミ処理対策については、今後どういったテナントが入って、どういった事業を行うかによっても変わってきますので具体的にどこで処理するかという情報も持っておりません。それもこれから決まってくるものと考えております。

議長： 一旦よろしいですか。その他にご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

磯野委員： 今回、地区計画の付議とのことでしたので、地区計画の目標や方針に基づき計画内容がどうかを拝見させていただいたのですが、成田空港の周辺という立地や産業振興という命題がある中で、調整区域という無秩序な市街化への抑制を地区計画で求めているところかと思いますが、そのうち4点確認させていただきたいと思います。

1点目に、議案資料2ページの地区計画の目標の最後に、「地域コミュニティとも調和した良好な産業拠点の形成を図る」という一文がございます。既存の農業集落が近くにあると思いますが、既存のコミュニティと、新しくできたまちとのコミュニティの調和という意味かと解釈したのですが、何をもって調和を図っているのかと。「オープンスペースを確保する」との記載がありますが、どのような既存コミュニティがあって、それに対してどういう調和を図るのが少し読みにくかったため、教えていただければと思います。

2点目、議案資料3ページの地区施設の整備方針の2行目に「景観に配慮した整備を図る」という一文がございます。景観の配慮もいろいろなやり方があり、新しくできるまちの中で、今回であれば、田園や田畑といった既存集落から見せないように木々を配置するといったやり方もあれば、新しくできるものに対して意匠や色彩、デザインに何かしらの規制をかけ、著しく周りの景観を阻害しないよう配慮をするやり方もあります。今回の地区整備計画等を拝見して、そのあたりが読めなかったため、植栽をすることにより周りから見せない形で景観へ配慮したとの考えで良いのか、もし見えることが前提であれば、意匠等の制限をかけなくて良いのかをお伺いしたいと思います。

3点目が、議案資料7ページの計画図です。2号道路と3号道路の縁辺部に、土地利用で着色されていない部分があるのですが、こちらについてはどういった位置づけをされているのかというところをお伺いします。

4点目は、地区計画の内容と直接関係ないため、確認というよりお願いになり

ます。今回共同住宅、寄宿舍や、診療所、保育所が配置され、建てられる対象になっているということは、当該地区の施設従事者関連とはいえ、お子さん連れの方の居住もある程度は見込んでいると思いますが、近隣の小学校のキャパシティが大丈夫かをご確認いただければと思います。これは地区計画の内容そのものに関係する部分ではありませんので、最後の一点はお願いということで確認させていただきたいと思います。

事務局： 1点目ですが、事業者は、地区住民との説明会を複数回重ねており、地元の方は、この地区で事業を進めていくことを、前向きに受け入れてくれていると伺っております。地元と話し合いながら検討した特徴としては、高台にあることによる避難場所などのオープンスペースの確保、それから、既存集落と事業地を行き来でき、避難用道路としても活用できる2号・3号道路を、地元要望を反映し計画しております。それに加えて、今後地元との継続的な活動、地域事業への参画といった話も出ているようですので、今後、地域コミュニティ形成についても継続的に確保されるものと考えております。

2点目の景観に関する配慮については、高さ制限を40メートルとしているため、見せないということは難しいと考えています。高台にあるため、既存集落からは見上げるような形になります。事業区域の周囲は、それなりの高さがある残置森林が残りますので、建物全てが見えるイメージではございませんが、市の景観条例の中で色彩を抑えることや、あるいは事業者が積極的に、施設に対しても何かしら緑化に対する考えを反映していただけると環境への配慮も同時にかなえられると考えております。

3点目の2号道路と2号緑地の間の空白地について、ここの造成地の高さをご説明しますと、2号緑地の方が2号道路に対してかなり下にあり、空白地は道路のり面になります。基本的に着色区域は地区施設を指すもので、道路の幅員のみを着色しております。

4点目はご意見とのことであり、補足であります。雇用の確保においては、周辺居住地から事業地へ来ていただく、通いの雇用を考えていると伺っております。子供を預けてここで働くということも想定し、地区計画における建築物の用途を定めております。

議長： 磯野委員からの2号道路と3号道路の区分けについて、間が空白になっていることについての質問かと思いましたが、そのあたりはどうですか。

事務局： 2号道路と3号道路の間の空白地については、既存の農道がございまして、そこを境にしております。

磯野委員： 両方お伺いできてよかったです。それぞれコミュニティ形成については既に地域の方とは調整済みでのオープンスペースの利活用と、景観については、景観条例でカバーをされることと、あとはのり面には色を塗ることができないということだと思います。ありがとうございました。

議長： 他にご意見ございますか。ご質問等よろしいですか。会津委員よろしいですか。もしご意見等あればお受けいたします。

会津委員： では意見を述べさせていただきます。私は本案には反対いたします。今回の議案は、大部分が山林、田畑、原野である地区 45.6 ヘクタール、これは美郷台の地区と同じ面積となりますが、この土地の開発計画に関するものです。産業集積地区では 40 メートル、これは 13 階建てのマンションに相当しますが、ここまでの建築物の建築も可能となります。

下福田地区は市街化調整区域ではありますが、産業集積地区に作られようとしているまちは市街地そのものではないでしょうか。土地利用方針では、周辺の自然環境と調和した樹林の保全が示されていますが、希少な動植物が生息していた森は、樹木の伐採により失われてしまいました。太古の昔から先人が住み命を繋ぎ、自然とともに生きてきた下福田地区を、経済収益のために一瞬にして破壊するまちづくりにはとても賛成できません。

成田市では下福田地区だけではなく、吉倉・久米野地区、東和田南部、不動ヶ岡地区で森林伐採を伴う都市整備計画が進められていますが、一連の開発行為から加速する恐れのある地球温暖化、財政の悪化、土地改変による食料自給率の低下、生態系の破壊、ゴミの増大などという大きな諸問題は、全て後の世代に押し付けられることになります。ちなみに成田の清掃工場はゴミ処理が追いつかず、外部に焼却を委託している状況なので、これ以上のゴミの受け入れは不可能だと思います。

以上の理由から本案に反対いたします。

議長： ありがとうございました。他にご意見ご質問等ございますか。無いようですので、お諮りいたします。議案第 1 号「成田都市計画地区計画（下福田地区）の決定について」、案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

議長： 挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

なお、事務局におかれましては、ただいま出されましたご意見等を踏まえて、適切な開発が行われますよう、事業者を指導願いたいと思います。よろしくお願い

いたします。

議案第 2 号

議長： 続きまして、議案第 2 号「成田都市計画道路の変更について」ですが、関係する職員は入室してください。

議長： それでは、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局より詳細説明】

議長： ただ今、議案の説明がありましたが、このことにつきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

細貝委員： 1 点だけ教えていただければと思います。議案資料の 1 ページの変更理由で、成田下総線との交差部について、印西方面へのハーフランプで接続するご説明がありましたが、印西方面とした、もう少し詳しい理由や経緯を教えてください。そもそも空港方面に造るとしても需要がないからなのか、構造上の問題なのか伺えたらと思います。

事務局： 北千葉道路につきましては、外かく環状道路に接続して首都圏各地と、県内におきましては千葉ニュータウンを経由して成田空港と結ぶことで、国際競争力の強化や周辺道路の渋滞の緩和、災害時の緊急輸送ネットワークの強化といった効果を狙って整備をするものです。

成田区間につきましては、交差する国道や県道、都市計画道路と接続することによって、北千葉道路の整備効果を沿線各地に波及させるものとしております。今回の成田下総線につきましても、下総や神崎方面と繋がる主要な幹線道路となりますので、これまで、近接する鉄道事業者等と協議を重ね、ようやく構造が決まったので、ランプを設置するというものです。

印西方面のハーフランプ形式としたのは、印西方面と下総、神崎方面とのアクセス性の向上を目的として設置しようとするものです。

下総、神崎方面と空港方面につきましては、圏央道によって結ばれることから、こちらをフルランプとする必要性が少ないだろうという考え方から、ハーフランプとしております。

鬼澤委員： 今の関連ですが、ハーフランプということで、印西方面は乗り降り可能ということで、反対の空港方面に行こうとした場合、次の国道 51 号がフル

ランプの出入口になるのかなと予想するのですが、その抜け道で、東金山地区もしくは関戸地区の住宅地の中を通過して、次の国道 51 号との交差点から乗ろうとする方がいらっしゃると思います。関係する地区への説明はなされたのか、また、地区の理解は得られているのでしょうか。

事務局： 住民の方々には、この都市計画手続きにおいて、原案説明会で説明するとともに、事前にも今回の計画について説明させていただいているところでございます。

委員の心配されております、抜け道になるといったご意見については承知しておりませんが、我々としても、ランプを作ることになるため、今後詳細な検討を進めながら、こういったルートで国道 51 号方面に向かうかについて検討してまいりたいと考えております。

鬼澤委員： わかりました。今、地元等から全く意見がないということですが、地元への影響が予想されることは間違いのないため、県からも、一歩進んだ説明をしていただければと思います。また将来的に、空港方面からイオンに行く方も東金山地区の手前の国道 51 号のところで降りる可能性があると思います。そうでなければ、押畑まで行って戻ることになり、国道 408 号が混みます。以前北千葉道路が押畑インター交差点まで完成したときから、土屋の前の国道 408 号の渋滞は、市民の方々からの意見も相当多いので、その辺は検討するよりさらに一歩踏み込んだ対応をしていただきたいと思っておりますので、要望とさせていただきます。

議長： ありがとうございます。他にご意見、ご質問等はございますか。

会津委員： 変更理由についてはわかりましたが、1 点だけ伺います。まず、新設の道路の下部分が山林になっているのですが、どのくらい影響を受けるのかを教えてくださいませんか。

事務局： 今回変更をする範囲につきましては、土地利用の状況として、従前より水田や草地で、環境アセス実施時点から大きく変化がない状況でございますので、現段階では動植物の生息や生育環境は大きく変わっていないと判断しております。

委員がご指摘の区間は、当初の計画どおり、山林部分を抜けていく計画になっております。このことは、当初の環境アセス時点でも整理されておりますが、工事着手前に、特にオオタカなどの猛禽類の生息状況をモニタリングすることになっており、今までどおり進めていきたいと考えております。

会津委員： そうなるとどのあたりまでか、ここの一帯が全部伐採されてしまうのか、あるいは最小限で行っていくのかを確認させていただければと思います。

事務局： まだ計画段階であり、具体的な設計ができておりませんので、具体的にどのあたりまで伐採を要するかについては、ご説明ができない段階です。山林の中を通る計画なので、相応の伐採は生じることと考えております。

先ほど申し上げたモニタリング調査をしながら、進めたいと考えております。

会津委員： 事情はわかるのですが、もしこの辺りを伐採するのであれば、しっかり別の場所で代替地を用意するなどの取り組みが必要ではないかと思います。

その辺りを確認させていただかないと、こちらも判断ができないためお願いします。

事務局： 当初の環境アセス段階では、北千葉道路がこのルートを通ることを前提にしているところですが、その際にそういった重要種などについても調査をしております。環境の一部が消失することは我々も承知しておりますが、成田地区の場合は同様の環境が事業地外にも多く分布していることを確認しております。地域における各重要種の生息・生育環境は維持されるものと考えております。

議長： 具体的な緑地の伐採面積はまだわからないということで、関連して少しお聞きしますが、この北千葉道路を当初決定する際に、環境アセスも一緒にやっている訳ですが、今回の道路の変更によって、環境アセスへの影響はあまり多くなかったということでしょうか。

事務局： 今回の計画変更に伴い、周辺環境への影響を再度検証しております。その中では、これまでの予測結果が著しく悪化する、変化することはないことを確認しております。

議長： 会津委員、今の段階では堂々巡りになるかと思いますが、通常の公共工事の際に、全面的に伐採するかどうかというところは、余計な費用がかかるということもありますし、あるいは地権者との用地買収との関係もあろうかと思っておりますので、現段階では、できるだけ環境への配慮を施行者をお願いしたいということだと思います。

また、この森林の伐採については、話は違いますが、今年から森林環境譲与税というものが各地方公共団体に交付されて、それに基づいた活用を各団体に計画されていると思いますが、事業者だけの森林植栽や再生といったことだけではな

いのだろうと思います。併せて関連して申し上げますと、昨年、成田市ではゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策実行計画を策定しております。そして 5 つの重要な取り組みを定めて、その取り組みごとに市が取り組むこと、市民が取り組むこと、事業者が取り組むことが定められております。

ゼロカーボンの話は今回あまり大きな議論にはなりませんでした。基本的なことは、この市の実行計画に基づいて、それぞれの主体ができるだけ行動を起こすことが大事なのではないかと、私自身は思っております。

議長： 他にご意見、ご質問等はございますか。無いようですので、お諮りいたします。議案第 2 号「成田都市計画道路の変更について」、案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

議長： 挙手多数です。よって議案第 2 号は、案のとおり認められました。なお、答申の内容につきましては、今回のご意見・ご質問等を踏まえまして、私に一任していただくということによろしいでしょうか。

〔委員同意〕

議長： ありがとうございます。本日の議事は以上となります。長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

6 傍聴者

8 名

7 次回開催日時（予定）

令和 6 年 11 月頃

令和 6 年 8 月 8 日

以上、協議の内容と相違ないことを認め署名する。

議事録署名人 _____ 眞野 義行 _____

議事録署名人 _____ 前田 喜久夫 _____